

木造住宅耐震改修等助成制度のご案内

制度の概要

市では地震に強い街づくりを推進し、市民の安全と安心を守るため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断、耐震改修工事、現地建替えに伴う除却工事費用の一部を助成します。

対象となる住宅

以下の全てに該当する住宅が助成金の対象となります。

- ・岩見沢市民が居住している木造の戸建住宅、併用住宅、長屋、共同住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・地上3階建て以下（木造部分は2階以下）の在来軸組工法によるもの

助成を受けられる方

- ・住宅の所有者又は現地建替えを行う方で、市町村税、水道料金、下水道使用料に滞納のない方

対象となる耐震診断

- ・市内に事業所があり、建築士事務所協会空知支部に所属する事務所の建築士に依頼する耐震診断

対象となる耐震改修工事

以下の全てに該当する工事が助成金の対象となります。

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であったものを1.0以上とする工事
- ・市内に本店があり、建設業許可を受けている業者に依頼する工事

対象となる除却工事

以下の全てに該当する工事が助成金の対象となります。

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された対象住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内に新たに住宅を建築する工事
- ・市内に本店があり、建設業許可又は建設リサイクル法による登録業者に依頼する工事

助成金額

- ・耐震診断助成金の額は、耐震診断にかかる費用の80%、上限は4万円
- ・耐震改修助成金の額は、耐震改修工事にかかる費用の40%、上限は100万円
- ・除却助成金の額は、現地建替えに伴う除却工事にかかる費用の40%、上限は80万円

※消費税を除いた費用を対象とし、助成額に1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

受付期間

令和3年4月1日から9月30日までです。ただし、予算が無くなった時点で、受付を締め切る事があります。また、耐震診断、耐震改修工事、現地建替え工事は令和4年2月28日までに完了させてください。

受付場所

岩見沢市役所 建設部建築課建築指導係

申請時提出書類

<共通>

- ・助成金交付申請書
- ・世帯全員の住民票の写し（申請者が個人の場合）
- ・申請者が市内に住所を有しない場合は、住所地の市町村民税の滞納がないことの証明書
- ・建築確認通知書の写し、登記事項証明書等、住宅の建築年次及び所有者を確認できる書類
- ・見積書の写し
- ・所有者が複数いる場合は、所有者全員の承諾書及び印鑑登録証明書

<診断>

- ・耐震診断概要書

<改修>

- ・耐震改修概要書
- ・耐震診断報告書
- ・耐震改修工事の内容が確認できる図面等
- ・耐震改修計画書
- ・補強後の想定耐震診断報告書

<除却>

- ・除却概要書
- ・耐震診断報告書
- ・耐震建替えの内容が確認できる図面等
- ・耐震建替えに係る確認済証の写し

完了時提出書類

<共通>

- ・助成金交付実績報告書兼請求書
- ・助成金交付決定通知書の写し
- ・領収書の写し

<診断>

- ・耐震診断報告書（耐震診断員が作成したもの）

<改修>

- ・改修工事後の耐震診断報告書
- ・中間検査確認書の写し
- ・竣工図（改修内容が記載されたもの）
- ・写真（改修内容が確認できるもの）

<除却>

- ・写真（除却前の建築物及び除却後の状況が確認できるもの）
- ・耐震建替えに係る検査済証の写し

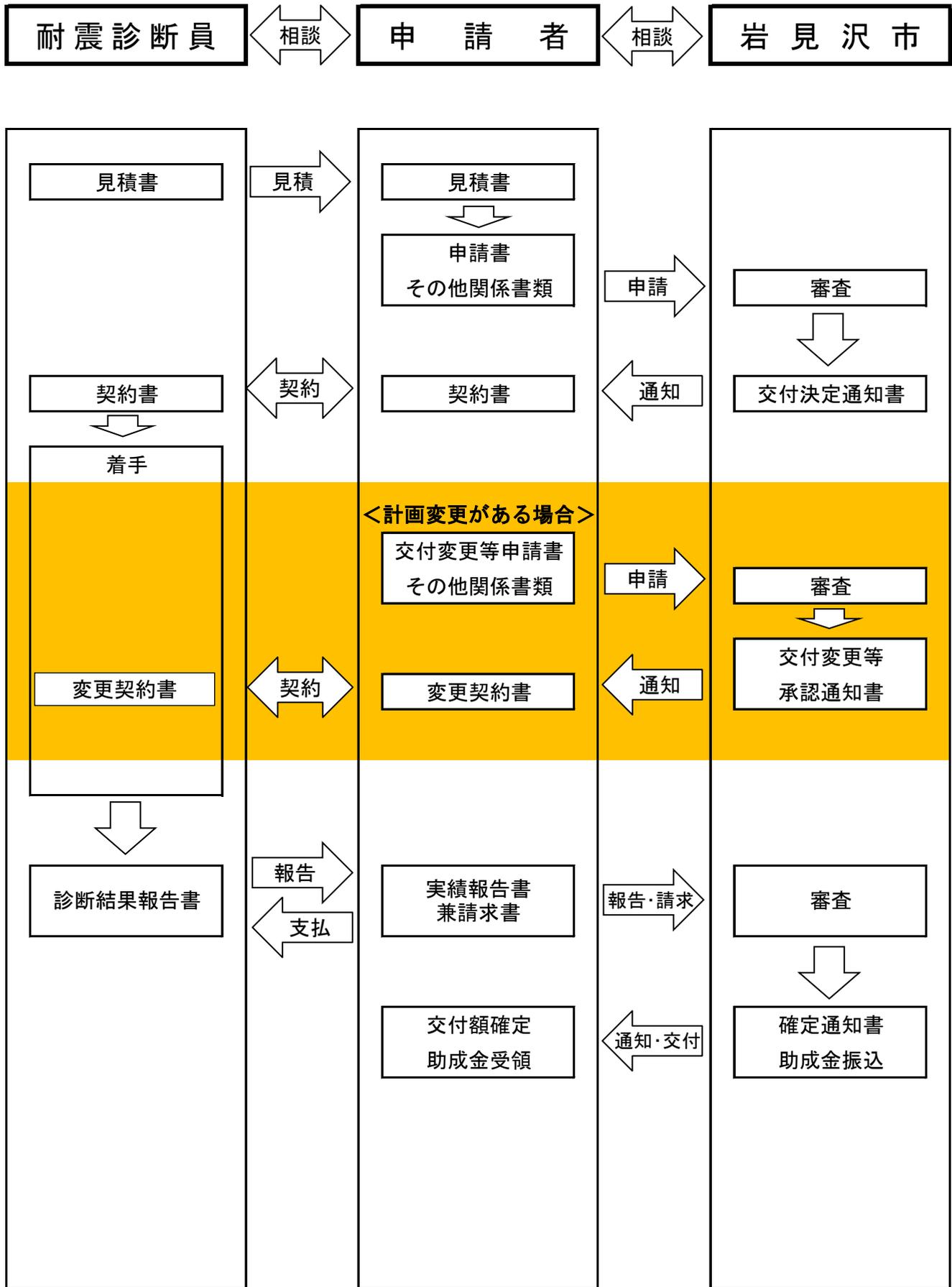
※条件により、提出書類が一部変わります。

不明な点等のお問い合わせや、お申し込みは、下記までご連絡ください。

岩見沢市役所 建設部建築課建築指導係

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 電話：0126-23-4111（内線325）

耐震診断助成金申請手続きの流れ



耐震改修・除却工事助成金申請手続きの流れ

